

(様式2-2)

(1) 会員数の詳細について

次の表は、毎年秋田県の調査報告に必要な内容ですので、お手数をおかけしますが、会員名簿(様式2)の内容についてを、下記要項をご参照のうえご記入くださいますようお願いいたします。

(単位：人)

登録者内容	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
女子労働者					
勤労者家庭主婦					
その他					
計					

【記入要項】

- ①「女子労働者」には、雇用されている方、休職中の方、家内労働者(内職含む)、自営業の家庭従事者の方々も入ります。
- ②「勤労者家庭主婦」には、現在自営や会社勤めなどを行っている労働者の家庭における主婦をいいます。
- ③「その他」は、①②以外の方をいいます。

(2) 働く婦人の家利用グループ連絡協議会(利連協)について

働く婦人の家には利用グループの自主組織「働く婦人の家利用グループ連絡協議会」があります。加入すると次のような特典があります。

【利連協加入特典】

- (1) 働く婦人の家の年間の仮予約ができます。(本申請は別途必要です)
- (2) 利連協主催の「働く婦人の家まつり」へ優先的に出品できます。

【会費1人200円/年】

働く婦人の家利用グループ連絡協議会に
加入します ・ 加入しません